

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字上和仁字西川 877 の 7、877 の 23、877 の 24、字小塚 991 の 2 から 991 の 4 まで、991 の 28、991 の 31、991 の 32、991 の 35 から 991 の 37 まで、991 の 43、991 の 80、1071 の 4、字高鼻 1072 の 2、字矢部 1258 の 17 から 1258 の 20 まで、1258 の 22 から 1258 の 26 まで、1258 の 28、1258 の 52、1258 の 71 から 1258 の 73 まで、1258 の 75、1258 の 76
    - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
    - (3) 指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小塚 1071 の 4・字高鼻 1072 の 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
        - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
        - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 910 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 15 年 9 月 1 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 15 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	もも子、かえるの歌がきこえるよ ((有) ゴーゴージャジュアル企画)	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第 911 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地字滝下 同所 同字	前	5.4 ～ 10.0	21.0	工事用迂回路撤去
			後	4.5 ～ 5.4	21.0	